

**ドミニカ共和国から日本入国時の水際対策措置の変更
(検疫所長の指定する場所での3日間の待機)**

令和3年9月17日
在ドミニカ共和国日本国大使館

9月20日0時以降にドミニカ共和国から日本に入国する場合、検疫所長が指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）での3日間の待機（到着日は含まれません）及び3日目の新型コロナウイルス感染検査が求められます。3日目の検査を受けて陰性と判定された場合、検疫所長が指定する場所を退所し、入国後14日目までの間自宅等で待機が求められます。

（本件措置は、別途9月17日付一斉メール【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）でお知らせしたものです。）

また、現在成田及び羽田空港にて実施中の「海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）」の枠組みですすでにワクチン接種の予約をしている場合でも、3日間の待機期間中はワクチンの接種を受けることができません。待機が求められている期間に接種を予約された方は、接種日の変更をお願いします。予約のキャンセルは接種日の前日まで特設サイト<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>を通じて可能です。フライト遅延や体調不良等で接種当日にキャンセルされる場合は、コールセンター（日本国内からかける場合：03-6633-3237（有料）、海外からかける場合：（+81）50-5806-2587（有料）もしくはSkype上でmofa-vaccine-QA@asiahs.com（無料））へご連絡ください。

3日間の待機期間の経過後（3日目の検査にて陰性の場合のみ）、検疫所手配のバスで空港に戻りますが、その日の17時までであれば、予約時間と異なる時間帯でも、ワクチン接種を受けることが可能です。

出発72時間以内の陰性証明書の取得など、これまで求められていた日本入国時の防疫措置は、引き続き求められますので、以下のウェブページにてご確認ください。

厚生労働省『検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について』（9月17日改訂）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

厚生労働省『水際対策に係る新たな措置について』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

外務省『水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について』
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100235163.pdf>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp